



広島県章

令和 6 年 度

広島県職員採用試験 (短大卒業程度)
(高校卒業程度)

受 験 案 内

- 受付期間 令和6年7月1日（月）～9月10日（火）17時
- 第1次試験 令和6年9月29日（日）
- 第1次試験地 広島市・福山市（短大卒業程度は広島市のみ）
- 受験申込手続 5～6ページを御覧ください。

令和6年7月1日
広島県人事委員会

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

種類	試験区分	採用予定人員	主な勤務先	主な職務内容
短大卒業程度	司書	若干名	県立図書館及び県立学校	レファレンス、図書館資料の収集・整理等の県立図書館及び学校図書館の専門的事務
高校卒業程度	行政	8名程度	知事部局、教育委員会等の各課及び地方機関等並びに県立学校等	庶務・経理、予算、企画・立案、広報、調査、指導、奨励・振興、渉外・折衝、危機管理等
	小中学校事務	9名程度	広島市を除く市町立小中学校等	庶務・経理、学校施設・財産の維持管理等
	警察行政	4名程度	警察本部の各課、警察学校及び警察署	庶務・経理、予算、企画・立案、広報、調査、指導等 (日直・宿直や交替制などの変則的勤務を含む。)
	林業	若干名	農林水産局等の各課及び農林水産事務所、総合技術研究所等	林業の振興、林業に関する知識・技術の普及指導・研究、治山事業等に関する企画、設計、施工管理等
	総合土木	4名程度	土木建築局、農林水産局、上下水道部等の各課及び建設事務所、農林水産事務所等並びに広島県水道広域連合企業団	道路・河川、港湾、都市計画、農村整備、水道等の事業に関する企画、設計、施工管理等

(※) 令和6年度から試験区分名称を次のとおり変更しています。職務内容や試験方式に変更はありません。

「行政（一般事務）」→「行政」、「行政（小中学校事務）」→「小中学校事務」、

「行政（警察事務）」→「警察行政」

(※) 受験申込にあたっては、試験区分から1つだけ選択してください。(短大卒業程度試験及び高校卒業程度試験の両方を受験することはできません。)

(※) 試験区分「総合土木」の採用者は、広島県だけでなく、広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）に勤務となる場合があります。水道企業団に勤務する際には、広島県職員及び水道企業団職員の身分を併有したまま、水道企業団の業務に従事することとなります。

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。(学歴を問いません。)

種類	試験区分	内 容
短大卒業程度	司書	平成7年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ただし、司書の資格を有する者又は令和7年3月末日までに取得する見込みの者でないと受験できません。なお、資格を取得できない場合は、採用される資格を失います。
高校卒業程度	行政 小中学校事務 警察行政 林業 総合土木	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者（短大卒業程度試験（司書）を除く。）
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 広島県の機関から懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の期日・場所及び合格発表

試験	期日	場所	
第1次試験	9月29日（日） 午前8時30分から (受付開始 午前8時から)	広島会場	広島県庁 (広島市中区基町10-52)
		福山会場 <small>※注1</small>	広島県東部総務事務所 (福山市三吉町一丁目1-1)
第1次試験合格発表	10月11日（金）午前9時	【本人通知】合否にかかわらず受験者全員に広島県職員採用試験ポータルの「マイページ」で結果を通知します。 【インターネット】午前9時から1時間以内に広島県ホームページに合格者の受験番号を掲載します。	
第2次試験	10月23日（水）～11月1日（金） のうち、第1次試験合格通知で指定する日	広島市内	
最終合格発表	11月11日（月）午前9時	【本人通知】合否にかかわらず受験者全員に広島県職員採用試験ポータルの「マイページ」で結果を通知します。 【インターネット】午前9時から1時間以内に広島県ホームページに合格者の受験番号を掲載します。	

(注) 1 短大卒業程度試験は、福山会場での実施はありません。

- 2 第1次試験の終了は、短大卒業程度試験は16時頃、高校卒業程度試験は、行政、小中学校事務及び警察行政は13時頃、林業及び総合土木は14時頃を予定しています。
- 3 第2次試験の日時・場所等の詳細は、第1次試験合格通知の際に指定します。
- 4 広島県ホームページのアドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/recruit/>

4 試験成績の通知

この採用試験を有効に受験して不合格となった場合は、合格発表の際に、広島県職員採用試験ポータルの「マイページ」で試験成績を記載してお知らせします。

対象者	通知内容
第1次試験不格者	第1次試験の総合得点、総合順位及び試験項目ごとの得点
第2次試験不格者	第1次試験と第2次試験の各総合得点、各総合順位及び試験項目ごとの得点

5 試験の方法

試験項目		配点	試験区分				内 容	
			短大卒業程度		高校卒業程度			
			司書	行政 小中学校事務 警察行政	林業	総合土木		
第1次試験	* 教養試験(択一式)	45	○	—	○	○	一般的知識及び知能についての筆記試験 (短大卒業程度: 2時間30分、高校卒業程度: 2時間) ※試験問題の出題分野は別表1参照	
		70	—	○	—	—		
	* 専門試験(択一式)	55	○	—	—	○	各試験区分に応じた専門的知識、能力、技術等についての筆記試験(2時間) ※試験問題の出題分野は別表2参照	
	専門記述試験	55	—	—	○	—	専門分野に応じた専門的知識、技術、思考力、構成力等についての筆記試験(複数出題する。)(1時間30分) ※試験問題の出題分野は別表2参照	
	論文試験	20	○	—	—	—	文章による思考力、構成力等についての論文試験(1時間、800字程度)	
第2次試験	面接試験	30	—	○	—	—	文章による表現力、構成力等についての作文試験(1時間、800字程度)	
		120	○	—	—	—	使命感、信頼感、コミュニケーション力、判断力、積極性、達成力等についての面接試験 ※2段階の個別面接を実施します。	
		100	—	○	○	○		

- (注) 1 試験区分「林業」については、第1次試験で実施する専門試験を専門試験(択一式)から専門記述試験に変更しています。
- 2 教養試験、専門試験(択一式)及び専門記述試験は、短大卒業程度試験では短期大学卒業程度、高校卒業程度試験では高等学校卒業程度で行います。
- 3 試験当日実施する全ての試験項目を受験した場合に限り、有効に受験したものとします。
- 4 第2次試験は、第1次試験合格者についてのみ行います。
- 5 最終合格者は、第1次試験と第2次試験の成績を総合して決定します。
- 6 *の試験項目は標準化点(素点ではなく平均点及び標準偏差等を用いて算出)を採用しています。
- 7 各試験項目において、その成績が一定の基準に達しない試験項目が一つでもある場合、他の試験項目の成績にかかわらず不合格となります。また、教養試験又は専門試験(択一式)の成績が一定の基準に達しない場合は、専門記述試験、論文試験又は作文試験は採点されません。
- 8 教養試験、専門試験(択一式)及び専門記述試験の例題並びに過去の論文試験及び作文試験の問題は、広島県ホームページ等で閲覧できます。

(別表1) 教養試験（択一式）の出題分野

短大卒業程度	知識分野 … 社会科学、人文科学、自然科学等 知能分野 … 文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等
高校卒業程度	知識分野 … 社会、国語、数学、理科、英語等 知能分野 … 文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等

(別表2) 専門試験（択一式）、専門記述試験の出題分野

専門試験 (択一式)	短大卒業程度	司書	生涯学習概論、図書館概論（図書館制度を含む。）、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論
	高校卒業程度	総合土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木設計、水循環、農業土木施工、農業に関する基礎（農業と環境、農業情報処理等）
専門記述試験	高校卒業程度	林業	森林経営、森林科学、測量・林産物利用

6 合格から採用まで

- (1) 採用試験の最終合格者は採用候補者名簿に登載され、そのうちから各任命権者（知事、教育委員会、警察本部長等）が採用者を決定します。この名簿は、原則として1年間有効です。
採用辞退等により、採用候補者名簿からの削除があった場合、追加の合格発表を行うことがあります。
- (2) 給与等は、令和6年4月1日現在で次のとおりです。（広島市内に勤務した場合）

短大卒	初任給 約199,100円
高校卒	初任給 約184,500円

 - 学歴や職歴などにより増額されることがあります。
 - 上記のほか、諸手当として、期末・勤勉手当（1年間に給料月額などの4.5か月分）、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等が支給されます。
- (3) 採用後は、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには日本国籍を必要としない。」という公務員に関する基本原則に基づいた任用が行われます。